

現行（令和2年3月20日まで）	改正（令和2年3月21日以降）
エクスプレス予約サービス（J-WEST カード(エクスプレス))に関する特約 （前略） 第10条（受取） 1. 本会員は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」といいます。）において、当社が別に定める方法により、システムにて保管をしている乗車券類の受取を行います。 2. 前項の受取を行う際には、本会員のカード又は EX-IC カードのほか、第6条第2項に基づき当社が通知したお預かり番号の掲示等、及び本会員が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力が必要となります。ただし、当社のみどりの窓口等でカードによる受取の場合は、当社所定の帳票への自署等によることができます。 3. 第1項の乗車券類の受取期間は、別に定めるところによります。また、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができません。 （中略） 第19条（本特約の変更） 1. 当社は、事前に本会員に通知することなく本特約の内容について必要に応じて変更する場合があります。内容変更後は、変更後の内容のみ有効とします。 2. 本特約を変更した場合、本会員が変更後に本サービスもしくは付帯するサービスの	エクスプレス予約サービス（J-WEST カード(エクスプレス))に関する特約 （前略） 第10条(受取) 1. 本会員は、当社が別に定める指定席券売機または窓口等（以下「受取窓口」といいます。）において、当社が別に定める方法により、システムにて保管をしている乗車券類の受取を行います。 2. 本サービスでは乗車券類を受取る際の本人認証のために符号(QRコード及び16桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。)を発行します。本会員が前項の受取を行う際には、本会員の EX-IC カードまたは受取コードが必要となるほか、本会員が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力が必要となります。ただし、当社のみどりの窓口等で受取の場合は、パスワードに代えて当社所定の帳票への自署等によることができます。 3. 第1項の乗車券類の受取期間及び第2項の受取コードの有効期間は、別に定めるところによります。また、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができません。 （中略） 第19条(本特約の変更) 1. 当社は、民法の定めに従い本会員と個別に合意することなく、本特約を改定し(その付則および特約等を新たに定めることを含みます。)、またはその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら本会員の利益となるものである場

いずれかを利用したことをもって、または当社から本会員に通知、もしくは当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト(https://expy.jp/)での掲示を行った後、特約変更の効力が生じる日の前日までに本サービスの解約の通知が当社に対してなされないことをもって、本会員は変更後の本特約に同意したものとみなします。 3. 当社は、前項の変更に起因して、本会員または第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。 (以下略) EX-IC サービス (J-WEST カード (エクスプレス)) に関する特約 (前略) 第3条 (本特約の変更) 1. 当社は、事前に会員に通知することなく本特約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。本特約を変更した場合、会員は、変更後に EX-IC サービスまたは付帯サービスのいずれかを利用したことをもって、変更後の特約に同意したものとみなされます。 2. 当社は、前項の変更に起因して、会員または第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。 (以下略)	合、または本会員への影響が軽微であると認められる場合、その他本会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、本会員に対して改定の都度、エクスプレス予約案内サイト(https://expy.jp/)等で公表するものとします。 2. 当社は、前項の変更に起因して、本会員または第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。 (以下略) EX-IC サービス (J-WEST カード (エクスプレス)) に関する特約 (前略) 第3条 (本特約の変更) 1. 当社は、民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本特約を改定し(その付則および特約等を新たに定めることを含みます。)、またはその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員に対して改定の都度、エクスプレス予約ホームページ (https://expy.jp/) 等で公表するものとします。 2. 当社は、前項の変更に起因して、会員または第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。 (以下略)
---	---

エクスプレス予約グリーンプログラム特約 (前略) 第9条(特約の変更) 本特約の変更については、JR 西日本から変更内容を通知(JR おでかけネットまたはエクスプレス予約案内サイト(http://expy.jp/)及びエクスプレス予約画面等による掲示を含みます。)、または新特約を JR おでかけネットまたはエクスプレス予約案内サイト(http://expy.jp/)等に掲示した後に会員が本プログラムを利用した場合、変更事項または新特約が承諾されたものとみなします。 第10条(この特約に定めのない事項) ポイント利用に関する個人情報の取扱い、その他本特約に定めのない事項については、カード会員規約、エクスプレス予約サービス(J-WESTカード(エクスプレス))に関する特約によります。また、別に定めるものにつきましてはエクスプレス予約案内サイト(http://expy.jp/)等でご確認ください。 (以下略)	エクスプレス予約グリーンプログラム特約 (前略) 第9条(特約の変更) 民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本特約を改定し(その付則および特約等を新たに定めることを含みます。)、またはその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定め、会員に対して改定の都度、エクスプレス予約案内サイト(https://expy.jp/)等で公表するものとします。 第10条(この特約に定めのない事項) ポイント利用に関する個人情報の取扱い、その他本特約に定めのない事項については、カード会員規約、エクスプレス予約サービス(J-WESTカード(エクスプレス))に関する特約によります。また、別に定めるものにつきましてはエクスプレス予約案内サイト(https://expy.jp/)等でご確認ください。 (以下略)
--	---